

北浦村の人口

北浦村の人口

46年3月末日

(単位・戸、人)

世帯数 2,277(△5)

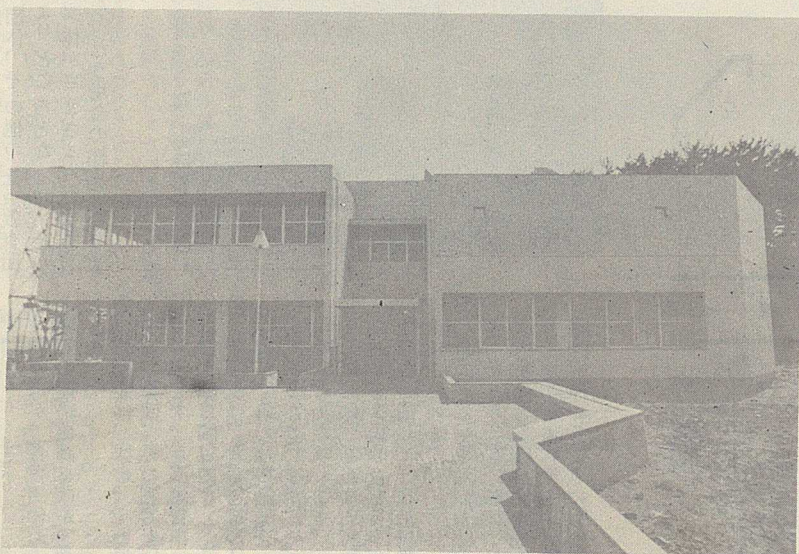
総人口数 10,938(△10)

男 5,286(△4)

女 5,652(△6)

△印は減少

第137号 (発行日) 昭和46年4月15日 (発行人) 北浦村長 高柳庄次郎 (印刷所) さんゆう社印刷



村公民館が完成

社会教育を
充実強化

北浦村公民館が三月三十一日完成、四月八日に開館式を行ない業務を開始しました。

建物は鉄筋コンクリート二階建、総面積一千七十九平方坪(三百二十七坪)一階は百五十人収容できる大集会室、図書室、相談室、事務室、ホール、二階は料理の実習等に用いる実習室や結婚式等に用いる和室、中小会議室、ギャラリ、ホールであります。

総工費は五千九百五十万円、工事費が五千七百万円、備品調度費が二百五十万円、財源内訳は国庫補助金三百万円、起債二千九百万円、一般財源二千七百五十万円であります。

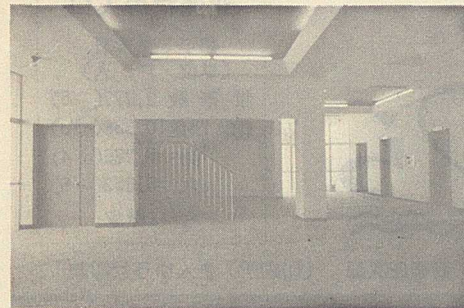
教育委員会の事務室が手狭のため、公民館へ移転しましたが、公民館の運営は、公民館運営審議会により運営され、公民館長、事務職員、社教主事などで事業の執行が行なわれます。

なお、開館は八時三十分、閉館は五時十五分です。(くわしくは二・三頁を)

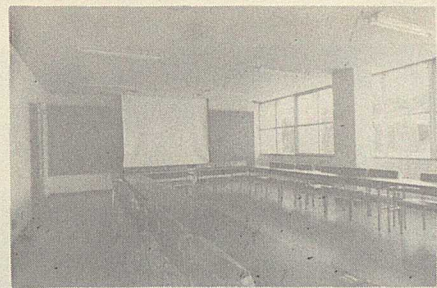
社会教育の場々公民館が完成し、婦人、青少年はもちろん、成人もこれから生涯教育としての社会教育の振興がはかられます。そこで、今月号では公民館の概要を特集しました。

公民館の事業

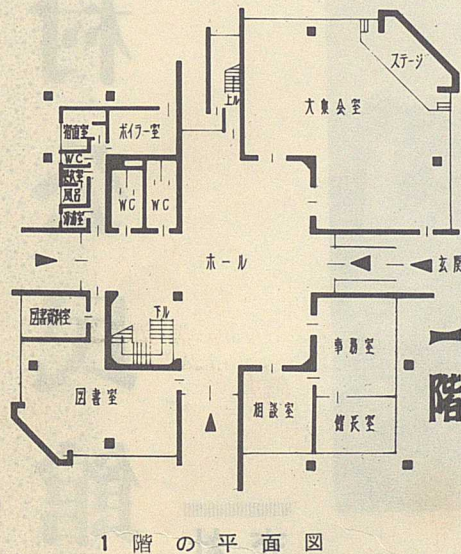
- ① 公民館は、婦人学級や料理教室をはじめいろいろの定期講座を開いたり、映画会、講習会、研究発表会、展覧会、見学などを催して青少年や婦人、一般成人の教養や向上をはかります。
- ② 公民館は、青年団体、



ホール(左) 中会議室(右下)



婦人団体、その他の社会教育団体のよりどころとなっており、それらの団体がさまざまな社会教育活動を行なう場合の拠点となります。



1 階の平面図

使用料

室名	半日	1日	夜間
1 階 大集會室	300円	500円	300円
大相談室	100円	200円	100円
2 階 中会議室	200円	300円	200円
小会議室	100円	200円	200円
談話室	100円	200円	100円
和室1号	100円	200円	100円
和室2号	100円	200円	100円
結婚式場として使用する場	2,000円		

○施設を使用したいときは、使用申請書を三日前までに公民館受付にお申し込み下さい。
○社会教育関係団体、社会福祉団体、官公署およびこれに類する団体が本来の事業を行なうために使用する場合は無料です。

使用するには

役場で機構改革

四月一日付をもって、役場では機構改革を実施いたしました。今まで、産業課所掌事務であった地籍調査を建設課所掌事務として事務の合理化をはかりました。また、教育委員会が四月八日より公民館に事務所を移転したのにもない、調査企画室がその後に移転しました。

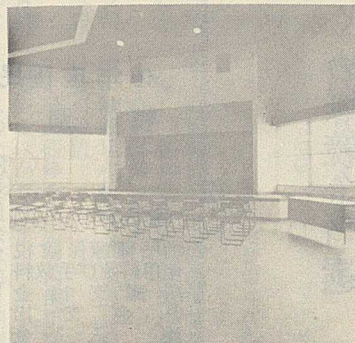
役場の人事

四月一日付

◆総務課	主事 補	山野洋治(新採)
◆電話交換手	高柳光江(〃)	小沢節子(〃)
◆産業課	主事 補	真家幸男(新採)
◆保健衛生課	主事 補	高柳智子(新採)
◆住民課	主事 補	飯島友子(新採)
◆出納室	主事 補	川窪チエ(新採)
◆教育委員会	主事 補	方波見吉男(新採)
◆用務員	補	河野輝(〃)
◆給食センター	主事 補	六笠きみ江(新採)
◆退職	主事 補	
◆出納室	主事 補	店曲悦子
◆給食センター	主事 補	坂本博子

公民館 使用上の注意

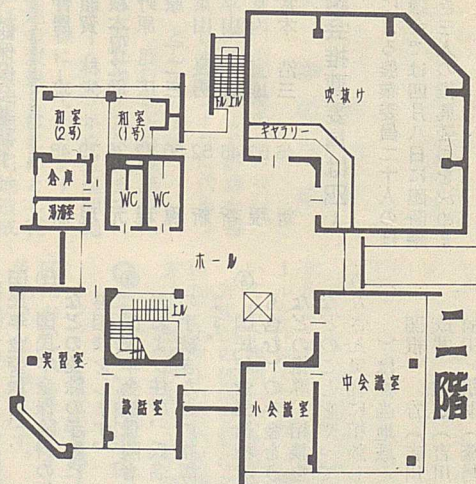
- 施設は大切に取扱い、扱ってください。
- 使用する時の準備、終了後の清掃は、使用者が行なってください。
- 湯茶の接待の使用器具は洗ってから所定の場所に納めてください。
- 使用した物品は必ず元の位置に戻してください。
- 火気の始末を厳重にしてください。
- 特に「喫煙」は所定の場所以外ではしないでください。
- 係員の指示に必ず従ってください。



使用できない場合

- 公の秩序・風俗を乱すおそれのあるとき
- 社会教育法二十三条、公の施設使用料条例、規則に違反するとき

大集會室(左)



2 階の平面図

- (1) 営利を目的とする興行、特定の営利事業の援助
- (2) 特定の政党の利害に関する事業、特定の候補者の支持
- (3) 特定の宗教・教派・宗派、教団の指示・支援

重点事業

- 家庭教育学級
- 婦人学級
- 交通安全教室
- 料理教室
- 生花教室
- 成人式
- 郷土をよくする研究集会
- 読書会
- サイエンスカー学習会
- ママさんバレーボール大会
- お父ちゃんソフトボール大会

公民館の開館に当って

北浦村公民館長 五十野 寿郎

役場の脇に堂々たる建物が出来ました。玄関の正面に「北浦村公民館」と刻まれています。公民館を建ててどうするんだ、何をやるのかなんだ道路でもよくすればいいのと言ったような声も聞きます。しかし、私の申し述べますことを一通り耳にはさんで下さい。

何千万円という費用をかけ、いらない建物を村の理事者も、村民の代表である議員の方々も一致して建てようという話があるわけがありません。公民館は心身共にゆたかな情緒に富んだ人造りをする場であり、村の人々が素直になつて心から話しあい、また勉強もし、趣味も分け合う場なのです。今は、誰れも高い生活をしたとお金を取る事に一生懸命です。それは結構でしょう。人間の欲望には限界はありません。しかし、大事な事を忘れてはいけません。うか、人の和と人造りです。冷静になつてもう一度家庭内をよく眺めて下さい。その時どなたもそれ

がいかに大切であるかがわかると思います。村が栄え家庭内が前進するものもみんな自分達がやるのです。そして自分達の子供に引継ぐのです。私は考えます。公民館は、背広を着た人々がイスに腰をかけて書類を見ている場ではありません。村民のみなさんと共に語り、共に考え、共に進むなごやかないこの場なのです。どうぞご利用下さい。方郡で先がけて出来た私達の公民館です。親しみやすい愛される公民館にしたいと願っています。

茨城県民交通災害共済に

家族みんなで加入しましょう
村民のみなさん、県民交通災害共済に加入しましたか、いつ、どこで、だれが交通事故にあうかわかりません。万一にそなえて加入しましょう。

……… 制度のあらまし ………
※共済掛金…… 1年360円・中学生以下…300円
※共済期間…… 申し込んだ日の翌日から一年間
※申込受付…… 北浦村役場住民課窓口まで

※共済見舞金

災害区分	見舞金額
① 死亡した場合	500,000円
② 全治6カ月以上の傷害を受けた場合	100,000円
③ " 3カ月以上 "	50,000円
④ " 1カ月以上 "	20,000円
⑤ " 1週間以上 "	5,000円
⑥ " 1週間未満 "	2,000円
身障見舞金(1級・2級身体障害)	100,000円

10年年金の年額表

保険料を納めた期間	未納期間	年 金 額
10年	0	60,000円
9年11ヶ月	1ヶ月	38,080円
9年	1年	34,560円
8年	2年	30,720円
7年	3年	26,880円
6年	4年	23,040円
5年	5年	19,200円
4年	6年	15,360円

●10年間完納を除き、年金額の計算は、保険料を納めた月数に 320円を掛けたものになっています。

●10年間完納の額は、特別有利な計算がされております。

四月から

十年年金が支給開始

(年額六万円)

この四月から、いよいよ十年年金の受給権が発生いたします。すなわち十年前、国民年金に希望して加入された方のうち、六十五才になる方は、年額六万円の年金が支給されるのです。

◆納め忘れは大きな損

過去十年の加入期間のうち、納

め忘れの分があるかどうか。十年年金は、とくに優遇されておりまして、十年間全部納めた場合、年額六万円の年金が支給されることになっております。ところが一カ月でも納め忘れの月があると、この優遇分がつかなくなります。と、この優遇分がつかなくなると、表八十年年金の年額表のようになり、非常に少ない年金額になります。

10年年金の年金額表

保険料を納めた期間	免除された期間	年 金 額
10年	0	60,000円
8年	2年	52,000円
6年	4年	44,000円
4年	6年	36,000円
2年	8年	28,000円
0	10年	20,000円

そのうえ、七十才から老令福祉年金に切替えられ、所得制限等によって支給停止される場合もありますので、納めてない期間がある人はいますぐ完納して下さい。

◆免除期間のある人は追納を

免除を受けた期間の年金額は、保険料を納めた場合の三分の一で計算されます。

免除を受けた期間の年金額は、保険料を納めた場合の三分の一で計算されます。



例えば、十年間免除されている場合、年金額は二万円しかありません。年金は一生の間いつまでも受給できます。かりに、十年間の保険料を全部追納しても二万五千八百円です。できる限り免除された期間の保険料を追納してより高い年金を受けることにいたしましょう。

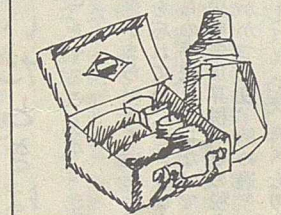
◆裁定請求の

手続きは早目に

国民年金を受ける権利(受給権)は、六十五才になった日(誕生日の前日)から発生します。受給権が発生した人はできるだけ早く裁定請求の手続きをするようにお願いします。裁定請求書の用紙は役場住民課に備えつけられておりますので、印鑑を持って国民年金係へ申し出て下さい。とくに、本年四月から六月頃までに受給権が発生するような人は保険料をできるだけ早く完納して受給権が発生する前に裁定請求の手続きを済ましておくように心がけて下さい。

お知らせ

健康相談の案内



(火曜) 午前九時～午後二時

主として結核・性病の健康相談のほか、進学・就職時の健康診断

(水曜) 午後一時～午後二時

母性保護と健康な赤ちゃんを育てるための相談

(木曜)

(第一木曜) 午後一時～午後二時

十八才以下で手足の不自由な方の早期発見、適正医療についての相談

(第一・三木曜)

午後一時～午後二時

退院後の生活相談や家族内での精神衛生に関する相談

(第四木曜) 午後一時～午後二時

不幸な赤ちゃんを生まないため並びに妊産婦の諸検査及び妊娠分娩、育児についての教室

鉾田保健所